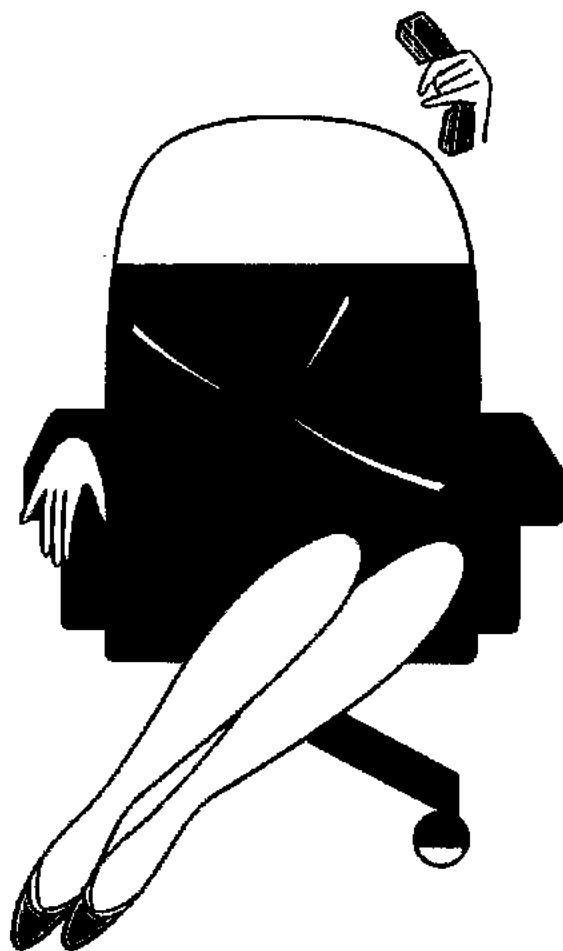


女性の能力や役割についての
固定的な考え方を見直そう
— 男女雇用機会均等法の施行を契機に —

保存資料



労働省婦人局

女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう

——男女雇用機会均等法の施行を契機に——

1975年(昭和50年)の「国際婦人年」と、これに続く「国連婦人の10年」(1975年～1985年)においては、あらゆる分野に婦人が男子と等しく参加することと、男女の役割と責任に対する固定的な考え方を変えることが強調され、世界の国々で「平等・発展・平和」を目標とした婦人のための諸活動が展開されてきました。

我が国においてもこの10年の間に、民法、国籍法の一部改正、男女雇用機会均等法の制定等、婦人の地位向上のための法律や制度の整備が行われました。

しかし、家庭、地域、職場において婦人の地位を実際に向上させていくためには、法律上や制度上の枠組みが整っただけでは不十分で、婦人自身の意欲と能力の向上をはじめ、社会に根強く残っている婦人の能力や役割に対する固定的な考え方を見直す必要があります。

1985年に開催されたナイロビ世界婦人会議で採択された「2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」においても、また女子差別撤廃条約においても、婦人に対する固定的観念が平等を阻むものとして、その解消を求めています。

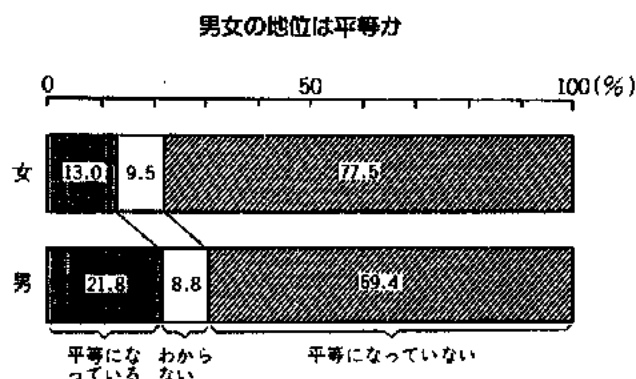
本年4月1日から男女雇用機会均等法が施行されますが、男女が同一基盤で働けるようにするためにも、女性の能力に対する社会通念や、男女の固定的な役割分担意識の見直しが重要です。

そこで本年は、この法律の施行を契機としてこの問題について男女双方の自覚と社会全体の気運の醸成を促すことを目的として第38回婦人週間を実施します。

I. 男女平等を実現していくためには、女性の能力や役割についての認識や社会通念を変えることが必要だと考えられています。

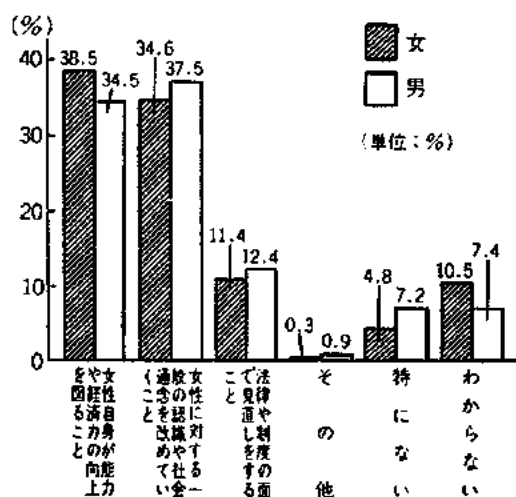
「男女の地位が不平等」と考える女性の割合は高く、8割近くになっています。

男女がより平等になるために最も重要なものとして、女性自身の努力や社会通念等の変更をあげる人が多くを占めています。



資料出所：総理府「婦人に関する世論調査」(昭和59年)

男女がより平等になるために最も重要なこと



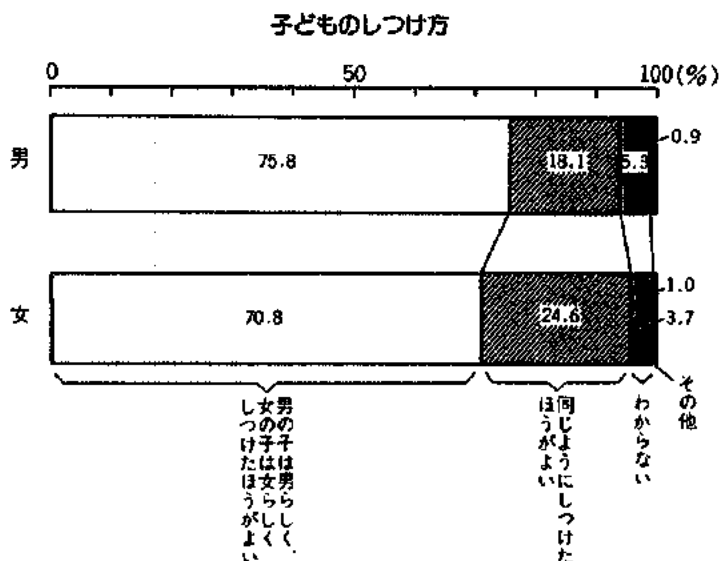
資料出所：総理府「婦人に関する世論調査」(昭和59年)

II. 家庭、地域、職場において次のような意識や状況がみられます。 男女雇用機会均等法の施行を契機に改めて見直してみましょう。

(1) 家庭・教育において

子どものしつけや教育において、「男の子」と「女の子」に差がみられます。

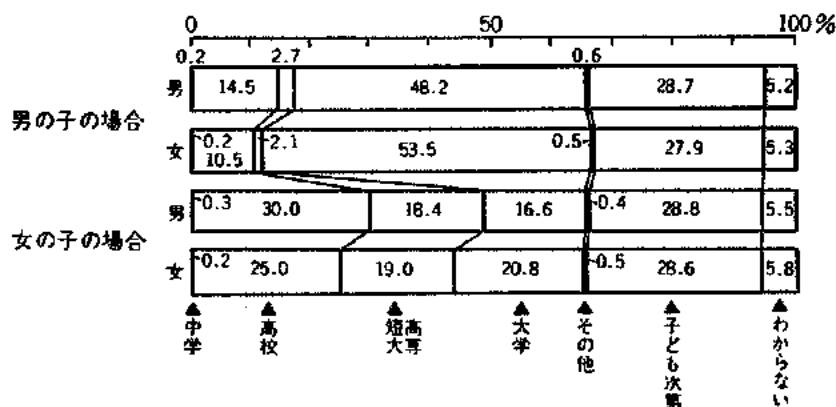
- 男の子は男らしく、女の子は女らしくとしつけていませんか。



資料出所：総理府「婦人に関する世論調査」(昭和59年)

- 子どもの教育レベルを「男の子」は大学まで、「女の子」は高校・短大までと区別していませんか。

子どもの教育程度について、どの程度まで受けさせたらよいと思うか。

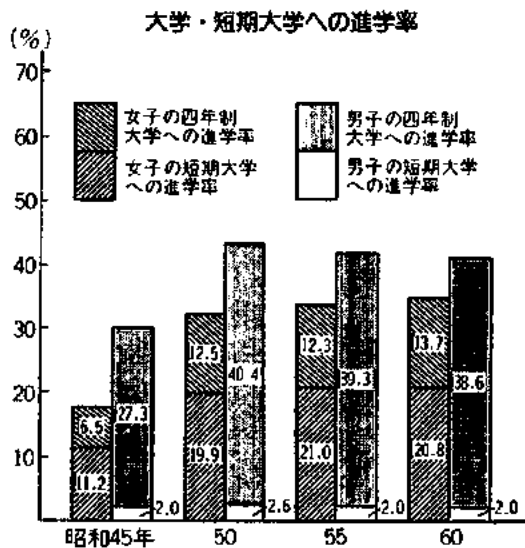


資料出所：総理府「婦人に関する世論調査」(昭和59年)

四年制大学への進学率、専攻分野に男女差がみられます。

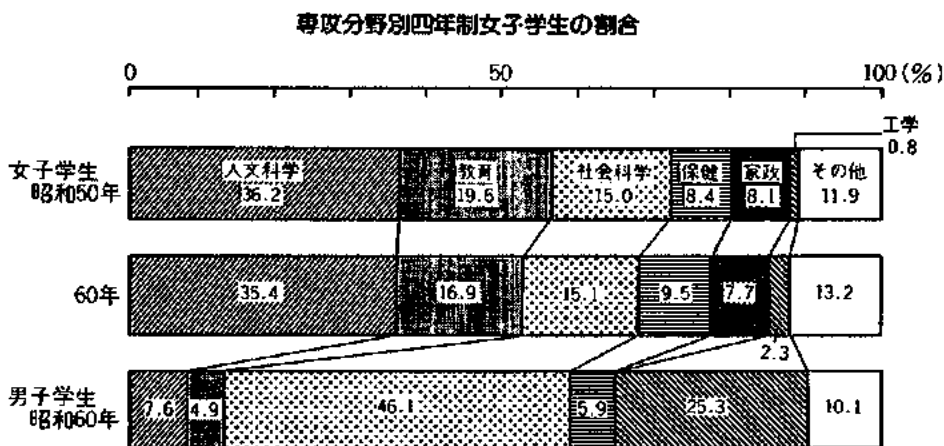
高校への進学率は、女子が男子を上回っていますが、男子の4割が四年制大学に進学するのに対し、女子は短期大学へ進学する者が多く、四年制大学へ進学するものは14%です。

また四年制大学でも、専攻分野には男女間で大きな違いがあります。



資料出所：文部省「学校基本調査」

(注) 大学・短期大学への進学率 = $\frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生数}} \times 100$



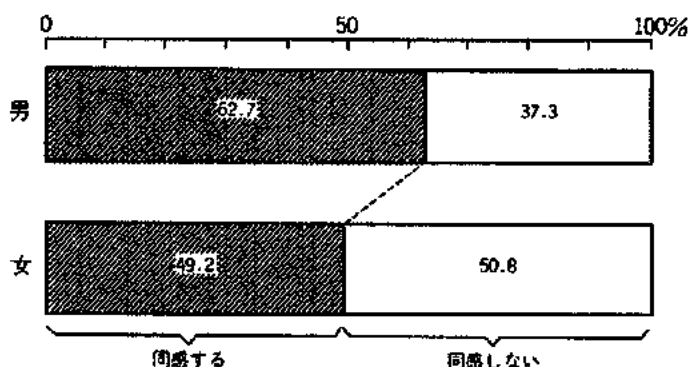
資料出所：文部省「学校基本調査」

家庭において「家事・育児は妻の仕事だ」という意識は根強いようです。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割意識に対しては、同感する者と同感しない者がほぼ同じ割合です。

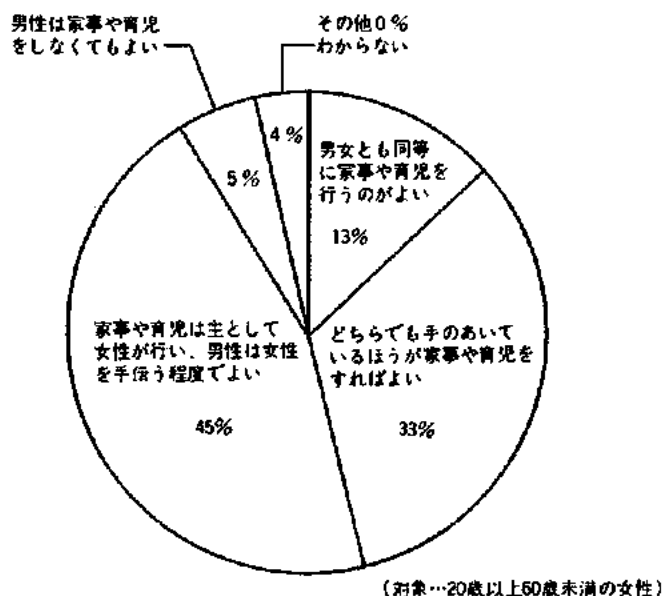
仕事をもっている共働きの女性でも、家事・育児は「夫婦で共同で行う」と考える人よりも「女性が主として行うのがよい」と考える人が多いのが現状です。

「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感するかどうか。



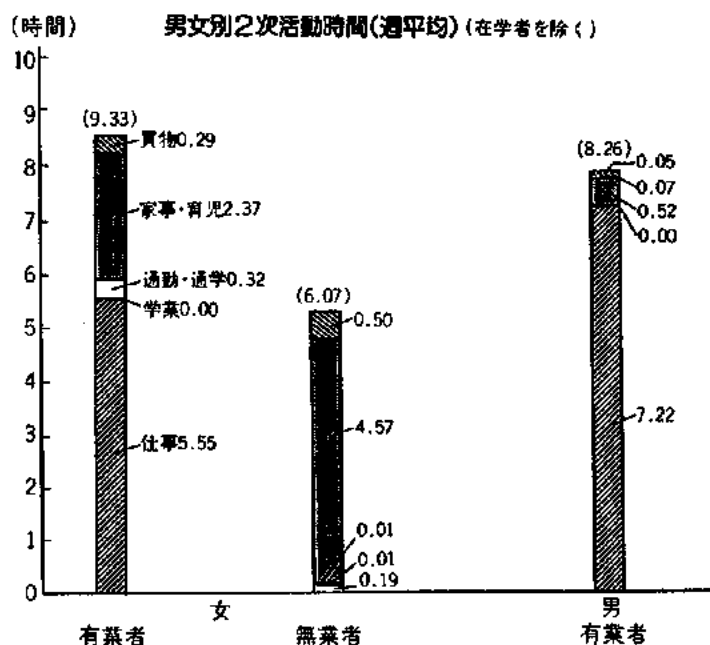
資料出所：総理府「婦人に関する世論調査」(昭和59年)

共働き家庭での役割分担



資料出所：総理府「婦人の就業に関する世論調査」(昭和58年)

女性の「家事・育児」の負担は、仕事を持っている男女を比べても大きくなっています。

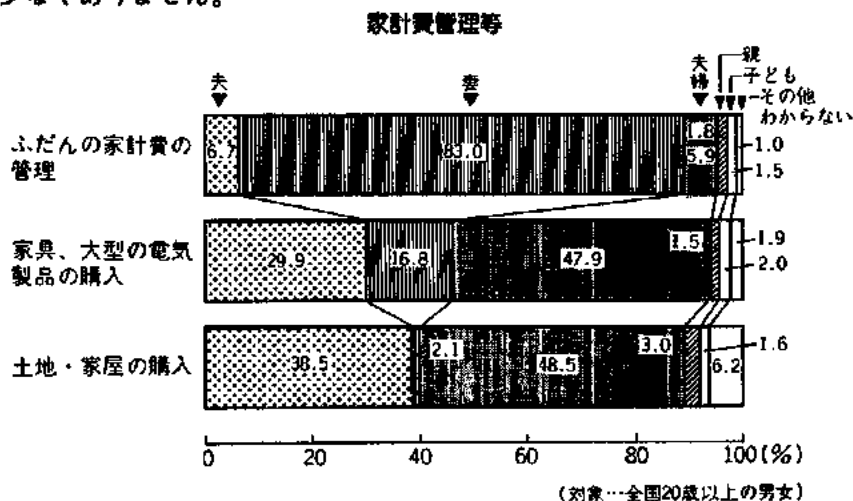


(注) 2次活動＝「仕事」、「学業」、「通勤・通学」、「家事・育児」、「買物」からなる、社会生活を行う上で義務的な性格の強い活動。

資料出所：総理府「社会生活基本調査報告」(昭和56年)

日常的な家計費の管理は女性が主に行っているのに対して、高額な支出を伴う場合は男性のみが決める家庭もみられます。

家計費の管理においては、ふだんの家計費の管理は妻にまかされていますが、大型製品や不動産購入にあたっては、夫婦の話し合いによることが多いものの夫のみが決定権をもっていることも少なくありません。



資料出所：総理府「婦人に関する世論調査」(昭和59年)

(2) 地域において

社会的活動の場合において、「男性」と「女性」の役割を固定的に考えている例もみられます。

町内会やPTA等の活動は主として女性が担っていることが多いものの、「長」は男性が多く占めているのが現状です。

組織の長の男女別状況

女	男	(%)
3.9	96.1	(組織計)
1.5	98.5	(町村会)
4.6	95.4	(PTA)

資料出所：労働省「地域における男女の共同参加についての調査」(昭和57年)

社会慣習の中にも「男女差」がみられます。

「区役」(例えば「河山、水路の補修、清掃等」、「道路の補修、敷設等」)等の共同作業がある地区のうち、「区役」等に男性が出た場合、徴収されないが、女性が出た場合「供出金」を徴収する地域や「供出金」の額に男女差のある地域があります。(17%)

供出金の額

(%, M.A.)

「区役」のある 地域のうち、 「供出金」の ある地区	定 額 の も の				労働力を評価した 額のもの		その他
	500円 未満	500円 ↓ 1,000円 未満	1,000円 ↓ 2,000円 未満	2,000円 以上	男100対 女70以上	男100対 女70未満 50以上	
17% (100.0)	(13.1)	(23.0)	(27.6)	(6.5)	(26.9)	(8.0)	(2.4)

資料出所：労働省「地域における男女の共同参加についての調査」(昭和57年)

(注) 女性が出た場合に徴収される「供出金」の内容は、一定の金額が定められているものと、「区役」の労働力の評価が時価で定められ、男性を100として女性の評価を低く定め、差額を供出させるものに大別することができます。

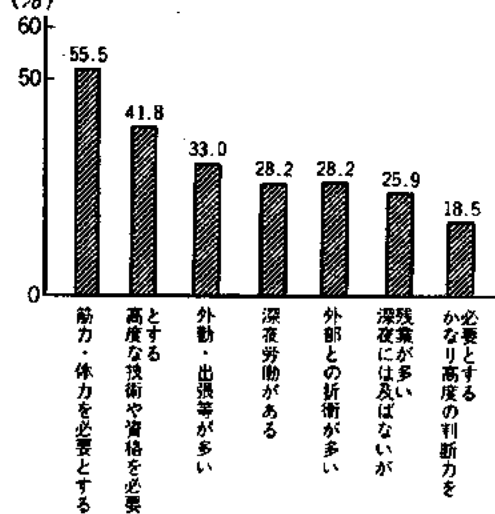
(3) 職場において

職場においても「女性は補助的な仕事」と考えている企業が相当あります。

- 「女性は補助的な仕事」など、その活用の範囲を限定していませんか。

女子を配属していない仕事の特徴(M. A.)

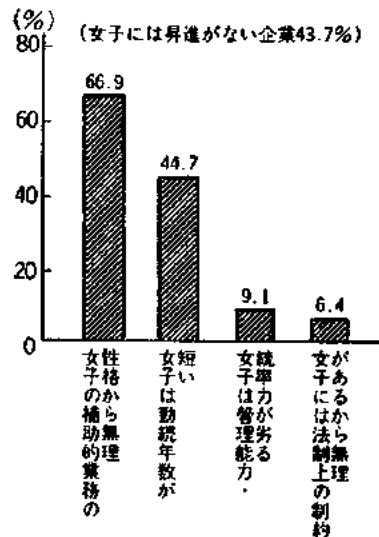
(女子を全く配置していない仕事がある企業53.0%)



資料出所：労働省「女子労働者の雇用管理に関する調査」(昭和59年)

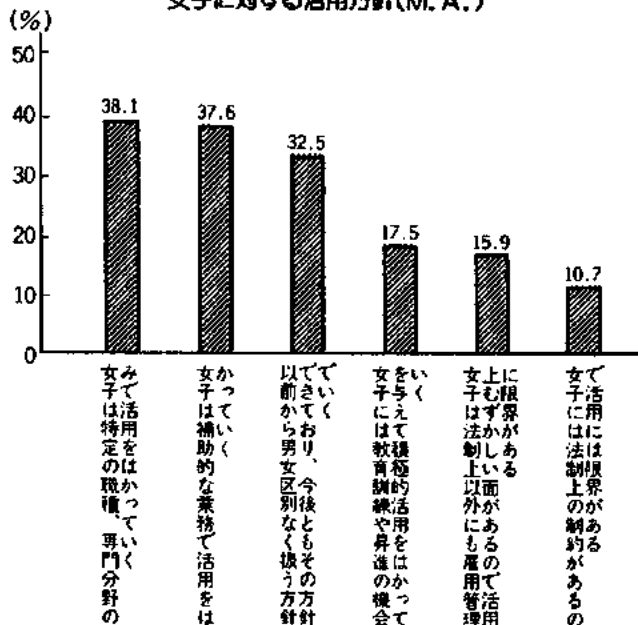
女子には昇進機会がない理由(M. A.)

(女子には昇進がない企業43.7%)



資料出所：労働省「女子労働者の雇用管理に関する調査」(昭和59年)

女子に対する活用方針(M. A.)



資料出所：労働省「女子労働者の雇用管理に関する調査」(昭和59年)

III. 婦人の政策決定への参加はまだ低調です。

●婦人の投票率は男性の投票率を上回っているものの、国会や地方議会の議員のうち婦人の占める割合は、ごくわずかです。

議員中の婦人の状況

区 分	昭 和 60 年			55年の 婦人の割合	50年の 婦人の割合
	総 数	うち婦人	婦人の割合		
国 会 議 員	752人	27人	3.6%	3.4%	3.4%
衆 議 院	504	8	1.6	1.8	1.5
参 議 院	248	19	7.7	6.8	7.2
昭 和 59 年					
地方議会議員	69,578	1,078	1.5	1.1	0.9
都道府県議会	2,871	35	1.2	1.2	1.1
市・区議会	20,947	666	3.2	2.4	2.0
町 村 議 会	45,760	377	0.8	0.6	0.5

資料出所：衆院・参院各事務局、労働省調べ

(注) 国会議員は、昭和60年10月、55年7月、50年10月の状況であり、地方議会議員は、昭和59年12月31日、55年6月1日、50年12月31日現在の状況である。

また、中央レベルに設置されている審議会委員のうちの婦人の割合も高まってきてはいますが、まだ、5.5%です。

各種審議会等委員中の婦人の状況

区 分	審議会 総数	うち女子 を含む審 議会数	女子を含 む審議会 の比率	委員数	うち女子	女子の 比率
昭和50年1月1日	237	73	30.8%	5,436人	133人	2.4%
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1
60年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	5.5

資料出所：総理府調べ

(注1) 国の地方支分部局等を含まない国の中央段階のものみの数字である。

(注2) 調査時点において、活動を停止したり、又は任命手続中の審議会等は、この統計表には含まれていない。

●管理職への女性の進出も進んではいるものの、男性と比べればまだまだです。

国家公務員指定職および行政職(一)2等級以上の女子

(人)

▶公務員

区 分	指 定 職		行 政 職 (一)				計	
			1 等 級		2 等 級			
	総 数	女 子	総 数	女 子	総 数	女 子	総 数	女 子
昭和 50年度	1,271	1 (0.1)	1,146	1 (0.1)	4,521	18(0.4)	6,938	20(0.3)
55年度	1,559	3 (0.2)	1,418	6 (0.4)	5,041	33(0.7)	8,018	42(0.5)
58年度	1,618	1 (0.1)	1,458	8 (0.5)	5,258	38(0.7)	8,334	47(0.6)

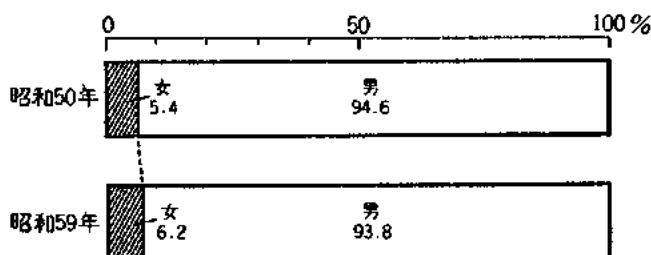
資料出所：人事院「国家公務員任用状況調査報告」

(注1) () は総数に対する女子の比率

(注2) 各年度末現在の数字

管理的職業従事者

▶民間企業

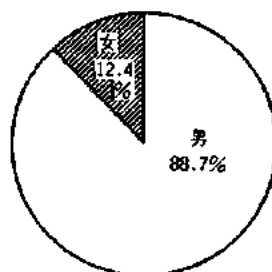
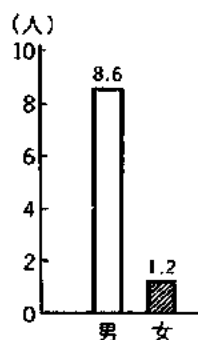


資料出所：総務庁「労働力調査」

●労働組合における方針決定への女性の参加もまだ十分とはいえません。

労働組合における平均執行委員数

男 構成比



資料出所：労働省「労働組合実態調査報告」(昭和58年)



第38回婦人週間実施要綱

1 趣 旨

我が国の婦人が初めて参政権を行使した4月10日を記念して、この日に始まる1週間を「婦人週間」として、昭和24年以来婦人の地位向上のための活動を全国的に実施している。

特に、1975年(昭和50年)の国際婦人年とこれに続く「国連婦人の10年」においては、あらゆる分野に婦人が男子と等しく参加すること及び男女の役割と責任に対する固定的な考え方を変えることが強調され、世界の国々で「平等・発展・平和」を目標とした婦人のための諸活動が展開されてきた。

我が国においても「国連婦人の10年」の間に、民法、国籍法の一部改正、男女雇用機会均等法の制定等婦人の地位向上のための法律や制度の整備が行われた。

しかし、家庭、地域、職場において婦人の地位が実際に向上していくためには、法律上、制度上の枠組みが整っただけでは不十分であり、婦人自身の意欲と能力の向上をはじめ、社会に根強く残っている婦人の能力や役割に対する従来の固定的な考え方を見直し、新しい婦人像を造りあげていくためにも努力が必要である。

そこで本年は、男女雇用機会均等法が4月1日から施行されることを契機として、いまなお残存する男女の固定的な役割分担意識を見直すことを目標として、第38回婦人週間を実施する。

2 テー マ 女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう

一 男女雇用機会均等法の施行を契機に一

3 活動の重点 家庭、社会、職場において次のような考え方が残っていないか、この機会に見直しを行う。

- 子供の教育レベルを「男の子」は大学まで「女の子」は短大までと区別していないか。
- 大学等における専攻分野について「女子は人文科学系」と女子自身が限定していないか。
- 家庭において家事・育児は妻の仕事だと決めていないか。
- 職場では、「女性」は補助的な仕事と限定していないか。
- 社会的活動の場において、「男性」と「女性」の役割を固定的に考えていないか。

このような役割分担意識の解消は、男女が同一基盤で働けるようにするための条件整備に加え、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った雇用管理の改善のポイントでもあり、また法律を真に生かすためにも重要なことである。

ナイロビ世界婦人会議で採択された「2000年にむけての婦人の地位向上のための将来戦略」においても婦人に関する固定的観念は、平等に対する障害となっているとの認識の下にこれを完全に除去することがうたわれている。

また、女子差別撤廃条約においても、男女の定型化された役割に基づく偏見、慣行の撤廃を実現するため社会及び文化的な行動様式の修正を求めている。

このようなことから「男女雇用機会均等法」の施行を契機として、男女の固定的な役割分担意識の解消についての男女双方の自覚と社会全体の気運の醸成を促すため、さらに積極的な活動を展開することを期待するものである。

4 期 間 昭和61年4月10日～16日

5 主 唱 労 働 省

6 協力を依頼する機関、団体

関係官庁、地方公共団体、婦人団体、青年団体、労働団体、経営者団体、社会福祉団体、職能団体、文化団体、報道機関、その他

7 主唱機関の行うこと

- 本週間の趣旨に沿った諸活動の推進
- 資料作成
- 広報啓発活動

8 関係機関・団体等への協力依頼事項

- 本活動の趣旨に沿った各種活動の実施
- 主唱機関の実施する諸活動への協力、参加